

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹 内 洋

関税定率法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成17年法律第22号)の一部(形態模倣品等の輸入禁制品への追加)の施行に伴い、関税定率法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成18年3月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

記

第1 関税定率法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第101号)の一部を次のように改正する。

1. 第23節の節名を次のように改める。

第23節 知的財産侵害物品

2. 21~21の5-1の(17)を同項の(19)とし、同項の(16)を同項の(18)とし、同項の(15)を同項の(16)とし、同項の(16)の次に次のように加える。

(17) 「経済産業大臣意見照会」 法第21条の4の2第1項((経済産業大臣に対する意見の求め))の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。

3. 21~21の5-1の(14)を同項の(15)とし、同項の(13)を同項の(14)とし、同項の(12)を同項の(13)とし、同項の(11)を同項の(12)とし、同項の(10)を同項の(11)とし、同項の(9)を同項の(10)とし、同項の(8)中「(認定手続の申立て)」を「((認定手続の申立て))」に改め、同項の(8)を同項の(9)とし、同項の(7)を同項の(8)とし、同項の(6)中「(その代理人を含む。)」を「及び不正競争差止請求権者(これらの者の代理人を含む。)」に改め、同項の(6)を同項の(7)とし、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)を同項の(4)とし、同項の(2)中「知的財産権を侵害する」を「法第21条第1項第9号及び第10号((輸入禁制品))に掲げる」に改め、同項の(2)を同項の(3)とし、同項

の(1)の次に次のように加える。

(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第1項第1号若しくは第2号((定義))に規定する商品等表示又は同項第3号に規定する商品の形態であって不正競争差止請求権者(法第21条第4項((認定手続))に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係るもの(以下「保護対象商品等表示等」という。)をいう。

4. 21 - 4 の(1)中「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権若しくは著作隣接権又は育成者権」を「知的財産(回路配置利用権を除く。)」に改める。

5. 21 - 5 の(1)中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同項の(1)中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、同項の(1)のロ中「知的財産権」を「知的財産」に改め、同項の(1)中リをヌとし、チをリとし、同項の(1)のトの次に次のように加える。

チ 経済産業大臣意見照会に係る手続

6. 21 - 5 の(2)中「知的財産権」を「知的財産」に、「チまで」を「リまで」に改め、同項の(3)中「ルまで」を「ヲまで」に改める。

7. 21 - 6 (見出しを含む。)中「知的財産権」を「知的財産」に改め、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)の次に次のように加える。

(4) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号((適用除外))に掲げる行為を組成する物品

8. 21 - 8 の(1)のイの(イ)及び(ハ)中「知的財産権侵害疑義物品」を「知的財産侵害疑義物品」に改め、同項の(1)の二の(ロ)中「権利に」を「知的財産に」に改め、同項の(1)のホ中「知的財産権疑義貨物」を「知的財産疑義貨物」に改める。

9. 21 - 9 の(1)のイの(イ)中「(外国貨物の廃棄)」を「((外国貨物の廃棄))」に改め、同項の(1)のイの(ロ)中「(許可を受けた者の関税の納付義務の免除)」を「((許可を受けた者の関税の納付義務の免除))」に改め、同項の(1)のイの(ハ)中「(外国貨物の積戻し)」を「((外国貨物の積戻し))」に改める。

10. 21 - 12 のイの(イ)中「関税定率法第21条第1項第9号」を「関税定率法第21条第1項第9号又は第10号」に、「没収通知書」を「没収通知書」に改め、同項のイの(ロ)中「関税定率法第21条第1項第9号」を「関税定率法第21条第1項第9号又は第10号」に改める。

11. 21 - 13 の(1)及び(2)中「権利別」を「知的財産別」に改める。

12. 21 の 2 - 1 の(1)中「輸入差止申立書(T-1870)」の次に「(不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)」(T-1875))」を加え、同項の(1)のイ中「原権利者又は専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者」を「知的財産権の原権利者、専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者又は不正競争差止請求権者」に改め、同項の(1)のハの(イ)の中「権利の内容を証する書類」を「知的財産の内容を証する書類」に改め、「資料等」の次に「、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第21条の2第1項に規定する書面(以下「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする」を加え、「権利の内容を確認する

手段がある場合は」を「知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き」に改め、同項の(1)の八の(イ)の に次のように加える。

(注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(関税込率法第21条の2第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(平成18年2月15日経済産業省令第6号。以下「意見書等に関する規則」という。)第3条)

不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者(意見書等に関する規則第1条第1号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。

不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。

不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態

申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること。

13.21の2-1の(1)の八の(イ)の のEの次に次のように加える。

F 不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品(以下「形態模倣品」という。)については、次の資料を添付させることとする。

a 形態模倣品であることを明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの(当該形態模倣品であることを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)

(a) 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明

(b) 上記(a)に対応させた形態模倣品の特定及び説明

(c) 上記(a)の真正商品と(b)の形態模倣品とを対比して説明した、侵害物品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由

b 形態模倣品の外形的特徴等を示す資料(サンプル、型番又は形式等を示す資料)

c 形態模倣品を輸入しようとする者が、当該形態模倣品を譲り受

けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類(例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し)

14. 21 の 2 - 1 の(2)のイの(イ)の中「権利の内容」を「知的財産の内容」に、同項の(2)のイの(イ)の 及び 中「自己の権利を侵害する」を「法第 21 条第 1 項第 9 号又は第 10 号に掲げる貨物に該当する」に、同項の(2)のイの(ロ)中「権利の内容」を「知的財産の内容」に改め、同項の(2)のイの(ハ)中「事実」の次に「あるいは不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為」を加え、同項の(2)のロ中「権利の内容」を「知的財産の内容」に、同項の(2)のハ中「知的財産権」を「知的財産」に、「権利」を「知的財産」に改め、同項の(2)のハの の次に次のように加える。

不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸入差止申立て

15. 21 の 2 - 1 の(3)の二中「知的財産権取締情報」を「輸入差止申立情報」に、同項の(3)の二及び(4)中「権利」を「知的財産」に改め、同項の(5)のイ中「輸入差止申立更新申請書」(T - 1900)」の次に「(不正競争差止請求権者にとっては、「輸入差止申立更新申請書(保護対象商品等表示等関係)」(T - 1905))」を、同項の(5)のロ中「添付資料等」の次に「(経済産業大臣申立時意見書を除く。)」を加え、同項の(8)中「権利」を「知的財産」に改める。

16. 21 の 3 - 1 本文中「(申立てに係る供託等)」を「((申立てに係る供託等))」に、同項の(1)のイ中「(金銭の供託)」を「((金銭の供託))」に、同項の(5)のイの(イ)中「(申立ての手続)」を「((申立ての手続))」に、同項の(5)のイの(イ)の中「(債務名義)」を「((債務名義))」に、同項の(6)のロ中「(払渡の手続)」を「((払渡の手続))」に、同項の(7)のイの(イ)中「知的財産権疑義貨物」を「知的財産疑義貨物」に、同項の(7)のハの(イ)の の(注)中「((損害賠償請求権の消滅時効))」を「((損害賠償請求権の消滅時効))」に改める。

17. 21 の 3 の 2 - 1 の(1)中「しようとする権利者」を「しようとする申立人」に改める。

18. 21 の 3 の 2 - 2 の(3)中「権利侵害」を「知的財産侵害」に改める。

19. 21 の 4 の 2 - 1 の(1)中「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改め、「とは」の次に「、農林水産大臣意見照会によっては」を加え、「対立し、」を「対立した場合又は」に、同項の(2)中「農林水産大臣意見照会書」(T - 2132)」を「農林水産大臣意見照会書」(T - 2131)」に、同項の(3)中「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T - 2134)」を「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T - 2132)」に、同項の(4)中「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T - 2136)」を「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T - 2133)」に、同項の(5)中「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(T - 2138)」を「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(T - 2134)」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

(経済産業大臣意見照会手続等)

21 の 4 の 2 - 2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。

- (1) 法第 21 条の 4 の 2 第 1 項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあつては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。
- (2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(T - 2136)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。
- (3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」(T - 2137)により、その旨を通知する。
- (4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があつた場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」(T - 2138)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として 5 日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。
- (5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 21 条第 9 項若しくは第 21 条の 3 第 10 項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」(T - 2139)により、遅滞なくその旨を通知する。

第 2 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

- 1 . 税関様式 T 第 1720 号中「知的財産権侵害疑義物品認定依頼書」を「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」に、「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に改める。
- 2 . 税関様式 T 第 1740 号中「知的財産権侵害疑義物品発見通報書」を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」に、「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に改める。
- 3 . 税関様式 T 第 1750 号中「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に、「権利の内容」を「知的財産の内容」に改

- める。
- 4．税関様式 T 第 1750 号裏面中「知的財産権侵害物品」を「知的財産侵害物品」に、「知的財産権の権利者」を「知的財産の権利者」に改める。
 - 5．税関様式 T 第 1760 号中「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に、「権利の内容」を「知的財産の内容」に改める。
 - 6．税関様式 T 第 1760 号裏面中「知的財産権侵害物品」を「知的財産侵害物品」に、「知的財産権の権利者」を「知的財産の権利者」に改める。
 - 7．税関様式 T 第 1770 号中「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に、「権利の内容」を「知的財産の内容」に改める。
 - 8．税関様式 T 第 1790 号中「知的財産権疑義貨物認定（処理）連絡書」を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」に改める。
 - 9．税関様式 T 第 1800 号、税関様式 T 第 1810 号、税関様式 T 第 1820 号及び税関様式 T 第 1840 号中「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に、「知的財産権」を「知的財産」に改める。
 - 10．税関様式 T 第 1850 号中「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号該当物品没収通知書」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」に、「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に改める。
 - 11．税関様式 T 第 1860 号中「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号該当物品積戻命令書」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書」に、「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に改める。
 - 13．税関様式 T 第 1870 号 - 3 の次に別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 のように加える。
 - 14．税関様式 T 第 1900 号の次に別紙 4 のように加える。
 - 15．税関様式 T 第 2058 号中「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号」を「関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号・第 10 号」に改める。
 - 16．税関様式 T 第 2132 号を税関様式 T 第 2131 号とし、税関様式 T 第 2134 号を税関様式 T 第 2132 号とし、税関様式 T 第 2136 号を税関様式 T 第 2133 号とし、税関様式 T 第 2138 号を税関様式 T 第 2134 号とし、税関様式 T 第 2134 号の次に別紙 5、別紙 6、別紙 7 及び別紙 8 のように加える。

（ 記載要領及び留意事項の一部改正 ）

輸入差止申立書（ T - 1870 ）の次に次のように加える。

輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（ T - 1875 ）

「整理 No」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第 2「税関符号表」

による。)を付した一連番号を記載する。

「税関長」欄は、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。

「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。

「保護対象商品等表示等の種類」欄は、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所()にレチェックを付す。

「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあつては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあつては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を記載する。

「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記入する。

「輸入差止申立てを行う侵害物品の品名等」欄には、侵害物品の品名を記載する。

「輸入統計品目番号(9桁)」欄には、任意でHS番号(9桁)を記載する。

「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。

「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB 価格)を含む。)外国における使用許諾関係、その他の事項(使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等)について、できるだけ詳細に記載する。

「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

税関様式 T 第 1875 号-1

輸 入 差 止 申 立 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
—

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者

電話 (FAX) 番号

関税定率法第 21 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容 【公表】

※ 保護対象商品等表示等の種類	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示 (全国の需要者の間に広く認識されているもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示 (著名なもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号	
※ 商品等表示等の内容	
使用を許諾し又は許諾されている者 (申立人を除く)	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) (電話番号)
	(許諾の範囲)

2. 輸入差止申立てを行う侵害物品の品名等【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否：□可、□否】

※ ☆

4. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 参考事項 ☆

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【公表の可否：□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徵(輸入価格(FOB価格)を含む。) 【公表の可否：□可、□否】	
外国における使用許諾関係等 【公表の可否：□可、□否】	
その他の事項 (使用許諾契約等の内容、製造工場のリスト等) 【非公表】	

(3) その他の参考事項 ☆【公表の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b. 真正商品の製造価格
- c. その他

7. 添付資料等☆

区 分	部 数
※ □ 経済産業大臣申立時意見書 □ 経済産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否：□可、□否】	1 部 部
※ □ 保護対象商品等表示等についての説明資料(サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否：□可、□否】	部
※ □ 侵害物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否：□可、□否】	部
□ 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害物品に関する鑑定書 【非公表】	部
□ 輸入差止申立てに係る侵害物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】	部
□ その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否：□可、□否】	部

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として公表されます。
- (2) 【非公表】項目
公表されません。
- (3) 【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. ☆印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

税関記入欄	
-------	--

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No	
更一	—
平成	年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

※ 申立人
住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者
電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
保護対象商品等表示等の内容	※ 保護対象商品等表示等の種類	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示 (全国の需要者の間に広く認識されているもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示 (著名なもの) <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態	
	※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号		
	※ 商品等表示等の内容		
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 ☆ 【公表の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】		
	その他参考になるべき事項 ☆ 【公表の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】		

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい (経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい)。
 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
 (1) 【公表】項目
原則として公表されます。
 (2) 【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に チェックをして下さい。
 3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
 4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
 5. ☆印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書

平 成 年 月 日
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 1 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

経済産業大臣意見照会実施通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

経済産業大臣意見照会回答通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 4 項の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

経済産業大臣意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第 21 条の 4 の 2 第 5 項の規定に基づき通知します。